

広報



にしごう

昭和58年 5月 1日発行

村民のうごき

人口	13,275人	(+33)
男	6,622人	(+9)
女	6,653人	(+24)
世帯数	3,133世帯	(+2)
4月1日現在()は対前月比		

うつく

むら

美しきわが山村



奉仕の精神に徹す



▲充実された研修施設 (一の又地区)

58年度当初予算

昭和五十八年度の一一般会計当初予算は、二十八億七千五百八十七万七千円と決まりました。

国の財政硬直化に伴い、各種補助金の見直し、整理なども騒がれ、また、地方交付税も減額され、村の財政状況も厳しさを増す一方です。この状況

下事業の選択と質的充実を図り予算の効率的配分が強く要求されています。村政の基本方針である「農工商一体の村づくり」を予算編成の基本とし、農業基盤の整備、都市計画の拡充促進、村民体育館や公営住宅等の建設を推進し、村民生活の向上を図るものです。

地方交付税六・〇%減額

村の財政は、歳入面で村税の伸びが十一・七%と国、県と比較して高い伸び率となりました。しかし、地方交付税は、前年度より六・〇%低まわり、双方が相殺する形となりました。その結果、一般会計予算の前年度に対する伸び率は、〇・八%にとどまり、総額二十八億七千五百八十七万七千円となりました。予算の歳入内訳は、地方交付税が七億八千万円で二七・一%、村税が七億四千八百三十六万四千円で二六・〇%となり、この二つで歳入の半分以上を占めています。また、国庫支出金が一九・三%(五五三、九一七千円)、

昭和58年度当初予算目的別状況

単位：千円%

項 目	入			出						
	58年度(a)	構成比	57年度(b)	構成比	対前年比(c)	58年度(a)	構成比	57年度(b)	構成比	対前年比(c)
村 税	748,364	26.0	669,958	23.5	11.7	68,993	2.4	77,760	2.7	△11.3
地方譲与税	63,000	2.2	53,000	1.9	18.9	412,091	14.3	395,211	13.8	4.3
修築施設利用税交付金	21,660	0.8	16,018	0.6	35.2	255,966	8.9	268,837	9.4	△4.8
自動車取得税交付金	36,500	1.3	31,500	1.1	15.9	133,365	4.6	106,438	3.7	25.3
	14,978	0.5	13,700	0.5	9.3	10,167	0.4	7,740	0.3	31.4
地方交付税	780,000	27.1	830,000	29.1	△6.0	387,544	13.5	500,147	17.5	△22.5
交通安全対策特別交付金	1,082		916		18.1	47,223	1.6	21,038	0.7	124.5
分担金及び負担金	219,421	7.6	109,183	3.8	101.0	821,400	28.6	612,387	21.5	34.1
使用料及び手数料	24,711	0.9	23,094	0.8	7.0	84,943	3.0	77,712	2.7	9.3
国庫支出金	553,917	19.3	598,065	21.0	△7.4	453,679	15.8	598,910	21.0	△24.2
県 支 出 金	154,819	5.4	182,978	6.4	△15.4	15		8,475	0.3	△99.8
財 産 収 入	6,427	0.2	6,545	0.2	△1.8	179,995	6.3	158,558	5.6	13.5
寄 附 金	2,580	0.1	2,580	0.1		2,314	0.1	2,894	0.1	△20.0
繰 入 金	15,001	0.5	1	0.0	15,000.0	18,182	0.5	18,246	0.7	△0.4
繰 越 金	3,000	0.1	3,000	0.1						
諸 収 入	10,117	0.3	10,915	0.4	△7.3					
村 債 債	220,300	7.7	302,900	10.5	△27.3					
歳 入 合 計	2,875,877	100	2,854,353	100	0.8	2,875,877	100	2,854,353	100	0.8

県支出金が五・四%(一五四、八一九千円)となり、前年度より減少している要因は、文化センター等の補助事業の終了によるものです。一方、歳出面では、道路整備などの土木費が、新しく採択された補助事業等が要因となり、八億二千一百四十万で二八・六%を占め、対前年比三四・一%増となりました。の増加となりました。次いで教育費の四億五千三百六十七万九千円で構成比十五・八%、農林水産業費の三億八千七百五十四万四千円で構成比十三・五%となっています。昨年十月の商工観光課の設置に伴い、商工費は、四千七百二十二万三千円で二・四・五%増と大きな伸びとなりました。

村民の信託に応え

農工商一体の村づくり

県営二事業の着工!!

企事進出にも活路

農

本年度より県営事業として、ほ場整備事業（羽太地区）、ため池等整備事業（黒森、赤坂地区）の二事業が新規採択され着工されます。県営ほ場整備は、面積三四〇haで七年計画、ため池等整備事業は、用排水施設整備で延長五八〇三m五年計画で施工される予定です。

これら県営事業は、現在施工中の白河地区西部広域農道と山中の白河地区西部広域農道と山

商工

新幹線の開通を期に、企業の引き合いも数多くなり、本村工場適地マスタープランの必要性に迫られ、マスタープラン策定費が計上されました。また、積極的に企業誘致を図るため、企業誘致パンフレット作成費も上げられました。観光面においては、新甲子地内に多目的広場整備事業で六十m×七十m程度の多目的広場整備が行われます。生活環境保全林整備事業も着手され、本年度は森林公園の調査設計が行われます。

各課の主な予算

〔総務課〕	
自動車ポンプ等購入事業	10,950
消化栓設置事業	1,200
生活改善センター改造事業	3,000
〔企画開発課〕	
村振興計画策定費	3,800
村地図作成費（5千分の1）	5,388
工場適地マスタープラン及びパンフレット作成費	5,000
国土調査事業	19,427
〔住民課〕	
第2保育所増築事業	26,400
児童遊具設置事業	350
児童措置費	26,238
〔保健課〕	
各種検診費	1,491
老人健康診査費	7,875
西白河地方衛生処理事務組合負担金	20,183
〔商工観光課〕	
新甲子地内多目的広場整備事業	3,500
生活環境保全林整備事業	2,500
西の郷遊歩道整備事業	1,600
〔産業課〕	
ほ場整備事業（追原地区）	93,822
団体営ほ場整備事業（山下、高助、鶴生地区）	28,598
県営ほ場整備事業負担金（羽太地区）	12,621
新農業構造改善事業（羽太地区）	30,868
第三期山村振興特別対策事業	31,300
林道虫笠～鶴生線改良事業	7,642
〔建設課〕	
村道原中～大平線改良事業	14,263
村道折口原～鶴生線改良事業	7,050
村道折口～追原線改良事業	64,192
村道201号線橋梁架替事業	4,000
公営住宅折口原団地建設事業	65,303
ヤブ川改修事業	45,254
明治堀水路改修事業	7,220
文久堀水路改修事業	4,038
農村基盤総合整備事業（南部地区）	11,000
農道黒川～稗返線改良事業	15,453
広域農道負担金	16,320
ため池等整備事業負担金（赤坂黒森地区）	2,000
〔都市計画課〕	
下新田地内区画整理事業	461,935
〔学校教育課〕	
小学校工事関係費	4,856
小学校備品購入費	8,304
中学校工事関係費	5,527
中学校備品購入費	10,465
幼稚園就園奨励費補助金	15,397
〔社会教育課〕	
体育館建設事業	126,748
文化センター環境整備事業	5,000
社会体育振興助成金	1,565

④ 単位は千円、■は新規事業



▲学校給食のひとコマ（小田倉小学校）

バスの中 守るマナーは 家庭から

雇用促進住宅子安森宿舍入居のご案内



住宅にお困りの方へ

(3DK~八十戸)

立退請求をうけている、狭い
など)

雇用促進住宅とは、勤労者のための雇用促進事業団が建設し管理する鉄筋5階建3DKでバス、トイレ付きの近代的アパートです。

入居条件が大幅に緩和されておりますので、現在住宅に困っておられ、次の条件にあてはまる方は雇用促進住宅への入居をおすすめします。

●入居できる方は
(1) 適当な住宅が確保できないで困っている勤労者であること。
(現在住宅が、通勤に不便、

- (2) 家賃の支払能力があること。
- (3) 同居する親族があること。
(世帯数の多い方から優先貸与します)
- (4) 確実な連帯保証人があること。

●家賃・共益費・敷金は
(1) 家賃は月額二四、五〇〇円です。

(2) 共益費は月額二、三〇〇円です。

(3) 敷金は家賃の二カ月分に相当する額です。

(4) 家賃その他の納付金は口座振替により納付します。

●その他詳しいことは、次にお
問い合わせ下さい。

白河公共職業安定所

所在地 白河市幸領町三七

TEL 四一二五六

西郷村企画開発課

所在地 西郷村大字熊倉字折口

原四〇

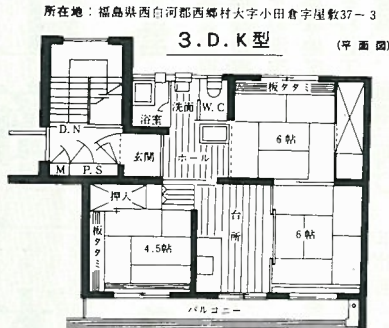
TEL 五一一一一

内線 四七・四八

雇用促進事業団仙台支部

所在地 仙台市中央二二一六

TEL 〇三三二二二二〇〇九



消費生活
通信講座

受講生募集!!

●家庭で手軽に消費生活の勉強ができます。

●正しい知識を身につけて、かしこい消費者に!

■募集人員 15名(西郷村)

■学習方法 定期的にテキストや資料を配布します。

■学習期間 昭和58年8月1日~昭和59年2月

■募集期間 昭和58年6月1日~昭和58年6月30日

■申し込み 「ハガキ」又は電話で商工観光課までお申

⑦くらしと経済

申し込み下さい。

■受講資格 過去に一度も通信講座を受講していない18才以上の方

①消費者ハンドブック ②食生活を考える(食品添加物) ③衣生活を考える ④住居品を考える(プラスチック・雑貨工業品) ⑤住居品を考

える(家庭燃料・電気器具)

⑥くすりと化粧品を考

⑦くらしと経済

昭和五十八年度年金相談所開設

急増する年金制度の問題点が

多くなってくる時代に向け、次

の日程で年金相談所を開設いた

します。

日程

五月二十七日、六月二十八日、

七月十四日、八月十二日、

九月十四日、十月十三日、

十一月二十日、十二月十五日、

五十九年一月十三日、

二月十五日、三月十四日、以

上の日程で行なわれます。

場所 白河市役所一階会議室、

時間 午前十時三〇分から、午

後二時三〇分。

国民年金の窓

相互扶助の年金制度

「国民年金は二十五年加入すればやめてもよい」「二十五歳納めればよいのだから、三十五歳になったら加入すればよい」という声が聞かれます。

たしかに国民年金は二十五年間保険料を納めれば老齢年金がうけられます。しかし、ほんとうにこの「二十五年」を満たすだけでよいのでしょうか。老後の生活や制度のしくみ等について、もう一度考えてみることも重要なことです。

国民年金は昭和三十六年度から保険料の納付が開始されました。現在、一番加入期間の長い人で約二十二年になります。二十五年度加入の本来の老齢年金受給者が発生するのは、昭和六十一年度のことです。さて、昭和五年四月二日生まれの人が、昭和三十六年四月に国民年金に加入し、保険料を納め続けると、昭和六十一年三月

で「二十五年」となり、老齢年金の受給資格を得ることができ

ます。しかし、その時の年齢は五十六歳ですから、あと四年加入で

きますが、「二十五年でやめた」ということがあります。

国民年金法では、任意加入の場合とは異なり、強制加入の場合、「六十歳まで加入すること」

が義務づけられています。これは、国民年金制度に限らずの年金制度でもそうである

ように「相互扶助」の制度として成り立つためには、一定の加入要件と受給要件を定めている

からです。厚生年金などでも、老齢年金

がうけられるからといって、厚生年金をやめることはできません。会社等に勤めている間は加入しなければならぬことにな

っています。「二十五年間納付すればよいのだから、三十五歳から加入すれば（納付すれば）……」という

ことがあります。この考え方も先に述べたとおりです。国民年金では二十歳か

ら加入義務が生じます。また、国民年金には老齢年金の他に、短期給付といって、障害年金、母子年金、準母子年金、遺児年金等があります。こうした年金に該当するような事故に

いつあわなとも限りません。そのためにも、きちんとした加入手続きをとることが必要です。さらに、三十五歳以降六十歳

まで二十五年間の保険料を納付するということは、仮に一カ月

でも納め忘れが出れば老齢年金は受給できません。たいへん余裕のない危険な状態ということ

です。

障害年金

国民年金に加入している期間中などにかかった病気やけがで障害者になったときに支給されるのが障害年金です。

〈支給要件〉

一、国民年金に加入している人が病気やけがで次の（イ）、（ロ）に該当するとき。

（イ） 痲疾認定日において、法律で定める程度の障害の状態であること。

※痲疾認定日とは、病気やけがにより、初めて診療を受けた日から一年六カ月を経過した日、

または一年六カ月をまたないでも状態が固定したときはその日のことをいいます。

（ロ） 保険料を納めている状況が、初めて診療を受けた日の前日で、次のどれかに該当していること。

a、最近の一年間が、保険料をすべて納めている期間であるか、他の公的年金の加入期間と保険料を納めている期間になっていること。

b、最近の三年間の保険料を滞納していないこと。

c、保険料を納めた期間が十五年以上あること。

d、老齢年金を受けるのに必要な期間を満たしていること。

二、加入をやめた後の病気やけがで、次の（イ）、（ロ）、に該当する人。

（イ）、痲疾認定日において法律で定める程度の障害の状態であること。

（ロ）、初めて診療を受けた日の前日で、次のいずれにも該当すること。

a、六十五歳未満であること
b、老齢年金を受けるのに必要な期間を満たしていること。

ご芳志

四月一日現在が村社会福祉協議会に対して次のとおり金品、物品が寄せられていますのでお知らせいたします。

お寄せいただいたご芳志は明るい村づくりのため役立てて参りたいと考えております。心より感謝申し上げます。

記

一、笙葉会（会主添田ヤイ子）殿 一〇〇、〇〇〇円

一、近藤喜三郎殿 三〇〇、〇〇〇円

一、豊盛工業株式会社殿 二〇〇、〇〇〇円

△物品
一、加藤勝美殿
タオル、靴下 約二〇〇点



豊盛工業株式会社は本村に立地された企業です。

吟遊詩人

ふくろついで

態倉小 二年
まだらめえりこ

せんせいに あげるため
ふくろをつくった
ちゃんと ふくろが
できた
いらない スカートの
ひもで
ふくろの ひもを
つくったポケットも
つくりたかったけれど
きれがないので やめた
ひもを つけるところが
むずかしかった
しかくに ぬえなかつた

●●●●● 企業だより ●●●●●

西郷村中小企業
経営合理化資金
融 資 制 度

この制度は、
村内で事業を営む中小企業者
が、経営の合理化を図るため、
資金の必要とする場合、村が合
理化資金を融資するものです。
(申込人の資格)
申込人の資格は一年以上村内
に居住し、同一事業を一年以上
営み、その経営が健全で、かつ
村税を納入している中小企業者。
(貸付限度額)

一企業 五百万円以内
(貸付期間)
運転資金、設備資金とも7年
以内(但し、据置期間を含む)
(返済方法)
一括又は分割返済とする。
(貸付利率)
年七・三%
(保証人及び担保)
連帯保証人一名以上、必要に
応じ担保を徴する。
(受付期間)
随時
(申込先)
西郷村商と観光課、西郷村商
工会。
(取扱金融機関)
東邦銀行白河支店、白河信用
金庫西支店、常陽銀行白河支店

5月10日～16日

愛鳥週間

鳥との
共存を
めざして



後始末は誰がするの？

小田倉方部

山下婦人会

今年も四月十七日早朝
から清掃奉仕！



“雨の中
ゴクろうさまでした。”

届出伝染病

日本各地で発生している

つつが虫病

つつが虫病患者の発生は、全国的にみると戦後減少の傾向をたどり、一時は年間十名以下となつて

いましたが、昭和五十一年以降再び急増し、昭和五十七年は約五〇〇名に達するとみられています。

また、今後更に新たな地域での発生を含め患者数の増加が懸念されますので、ここにお知らせします。
つつが虫病(ダニ媒介性チフス熱)

本病は、伝染病予防法における届出伝染病に指定されており

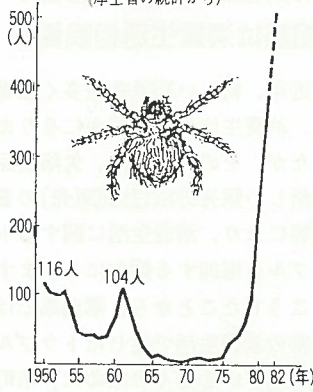
病原体は、つつが虫病リケッチヤと呼ばれ、ダニ目に属するツツガムシの幼虫(体長0.2~0.3mm)によつて媒介されます。

つつが虫病リケッチヤを保有するツツガムシ幼虫に刺されると、刺された部位に発赤を生じ四~五日目から水泡化し、さらに紅暈を有する直径一〇mm前後の浅い潰瘍となり、やがて黒褐色の痂皮を形成します。

これがつつが虫病の特徴的な初発病巣であり、「刺し口」と呼ばれています。

「刺し口」は四肢の他、皮ふの柔かい部分(腋窩、そけい部、殿部、腹部など)にある場合が多く、時に発見を困難にしています。刺された、一~二週間後に発熱が始まり、多くは頭痛や関節痛全

ツツガムシ病の患者数の推移 (厚生省の統計から)



恥ずかしい県民の献血不足

本県は県民が献血した血液では足りずに他県から都合してもらってまかなっているという。何と恥ずかしい話だろう。いま、血液は善意の献血によってのみまかなわれる。それが不足、というのだから…。

私も献血している。私の場合は自分の健康管理のバロメーターになるので喜んで。いまは献血すればその血を細密に分析してその結果、少しでも一般的な病気の可能性を見逃さずに本人だけに通知してくれる。だから少しの異状でもすぐ発見できる。

これを月一回とか定期的に続けていれば自分の健康管理には最高の方法なのである。それを知らずにいる人が多いのではないか。

見ず知らずの他人の命を救いながら自分の健康管理ができる。もっと活発に利用したいものである。

S58年2月9日民友新聞より

献血の声

- (1) 素肌の露出を避けるため、長袖、長ズボン、長靴、手袋等を着用すること。
- (2) 腰をおろしたり寝ころんだりしないこと。
- (3) 立入る場所に予めダニに有効な殺虫剤を散布すること。
- (4) 皮ふの露出部にダニ忌避剤

- (5) 立入った後は必ず更衣、入浴し、附着しているおそれのあるツツガムシを洗い落とすと同時に、皮ふに刺し口(トゲを刺した感じの箇所)がないか点検すること。
 - (6) 一~二週間後に発熱や発疹リンパ節腫脹等の症状があらわれた場合は速やかに受診し、本病感染のおそれがある場所に立入ったことを申し出ること。
- なお、本病のワクチンはまだ実用化はされていません。

健康メモ

受けて安心! 集団検診

胃ガンは世界中で日本にいちばん多い病気です。しかも日本の場合、全ガンの半数近くが胃ガンです。

それだけにちよつとした胃の変調でも心配になり、一種の「ガンノイローゼ」になる人が多いようです。これは大変恐ろしい現象で、ガンは初期の段階では、ほとんど何の症状もないのがふつうです。ですから、定期的な検診がたいへん重要になります。もし万が一、胃ガンでも早期ガンならば手術でほとんど治ります。

問題は早期発見です。「自覚症状がないから……」また一度集団検診を受けて「異常なし」と言われたからと安心して、今度は受けなという人がいますが、これはいけません。ガンは絶えずチェックしないと、早期発見ができなからです。とりこし苦労はナンセンス、検診を怠って手遅れになるくらい、つまらない話はありません。

精神衛生相談開設

精神衛生とは心の健康をたもち、向上させることです。私たちは日頃から身体（からだ）の健康には注意し、病気になったら早く、治すということはあたりまえのことになっていますが、精神（こころ）の健康については、案外注意を怠っていることが多いものです。ところで、身体（からだ）の病気にも糖尿病・脳卒中・心臓病・肝臓病・ガンなどいろいろな病気があるように、精神（こころ）の病気にもいろいろの不健康な状態があるのです。

①よくむれない・ゆうつだ・不安で落ちつかない・いらいらする・人前ででられない・つまらぬことでよくよするなど自分で悩み苦しむ場合。

②何もしたくない・仕事をいやがり・あきやすい・おこりっぽい・うたがいが深い・おかしな事をいう・物忘れがひどくなる・よくしゃべり、おちつかないなどで他人や家族を困らす場合。

これらの状態がいくつあったからといってすぐに精神（こころ）の病と断定してはなりません、私達の毎日の生活にはこうしたことが重なり合っていることが多いものです。しかし、こうした行動が目立つようになったら一刻も早く専門の医師に診察してもらうなり、精神衛生センターや最寄りの保健所などで相談すべきでしょう。

心の健康について困ったことは何でも相談ください。（秘密は厳守いたします）

現在、白河保健所では下記により精神衛生相談を行っております。

▶日時 毎月第2火曜日及び第4火曜日、午後1時30分から午後3時まで

▶担当者 精神科医師、保健婦、精神衛生相談員。なお、相談を希望される方は、必ず事前に白河保健所保健予防課まで、ご連絡ください。 ☎2-5441

青少年健全育成の一役に!!

—テレビを見て、
そして語ろう—

青少年の非行の急増激化について新聞、テレビ等で毎日のように報道され、犯罪予防活動を推進し青少年の健全育成を図ろうとする前に暗影を投じています。

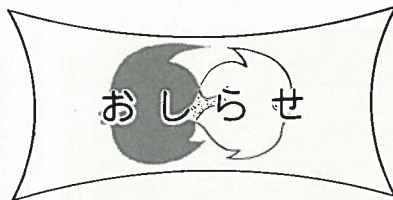
ついで、水上勉氏の小説『長い橋』が「ドラマ人間模様」（NHK）で放映されますので、みなさんでご覧になって語り合い、青少年健全育成にお役立て下さい。

〈放映日〉

- 第1回 5月15日（日）
- 第2回 5月22日（日）
- 第3回 5月29日（日）
- 第4回 6月5日（日）

〈放映時間〉

午後8時50分から午後9時35分まで（毎回）



勤労青少年

職場体験記募集

職場生活における体験を通して、働く喜び、生きがい等の感想、意見をお聞かせ下さい。

○応募資格

勤労青少年（25歳未満）

○応募のテーマ

職場生活、余暇活動に関するもの。

○応募枚数等

(1)原稿用紙(400字詰)4枚以上6枚程度。

(2)第1ページに住所・氏名（ふりがな）・年齢・性別・職業・勤務先・所在地(電話番号)を明記のこと。

(3)応募作品は、自筆で未発表のもの。

○応募締切

昭和58年5月31日（当日消印有効）

○応募作品の提出先

福島県商工労働部労政課「勤労青少年職場体験記」担当係
（〒960 福島市杉妻町2-16）

消費生活に関する苦情や 相談は消費生活相談員へ

近年、新しい商品も数多く登場し、消費生活は大変豊かになりましたが、その一方では、欠陥商品や新しい販売方法（訪問販売）の普及等により、消費生活に関するトラブルも増加する傾向にあります。

こうしたことから、福島県では日常の消費生活で生じたトラブルで困っている方々のために、市町村長の推薦を受け県が委嘱した35名が在宅消費生活相談員として、消費生活に関しての苦情や相談に応じています。

西郷村の福島県消費生活相談員は、次の方ですので、お気軽に御相談下さい。

記

住 所

西郷村大字真船字蒲日向48

TEL (5) 1703

氏名 菊地 初江

宮城彌氏が

行政相談委員に委嘱さる

行政管理庁では、西郷村を担当する行政相談委員として、次の方を4月1日付で再委嘱いたしました。（任期2年間）

行政相談委員

宮 城 彌

住 所

西郷村大字小田倉字前山133番地

電 話

TEL 白河 5-1856

行政相談委員は、行政管理庁長官の委嘱になるもので、国の仕事をはじめ国鉄、電々公社等の仕事、県や市町村が国から委任されたり、補助金を受けて行っている仕事についての相談の窓口として相談に応じます。秘密を守りますので、お気軽にご相談下さい。

5月15日(日)からの1週間は、「春の行政相談週間」です。

春の行政相談週間（5月15日～21日）